

(保 129)

平成 24 年 9 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

DPC対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成24年厚生労働省告示489号をもって改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、定義テーブル中「11001x 腎腫瘍」について、「アキシチニブ」が追加されました。詳細は添付資料2をご参照ください。

なお、アキシチニブは8月28日付けで薬価基準に掲載されたものであって、詳細については9月6日付け日医発563号（保126）にて通知していることを申し添えます。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 489 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」の一部改正について
(平 24.8.28 保医発 0828 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国印印刷局

目次

〔告 示〕

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三五〇）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三五二）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法

二

第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三五二）三五五

○ 円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務二九六）

○ 円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九七）

○ 返納を命じた旅券を無効とする件（同二九八）

○ 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四八七）

○ 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同四八八）

○ 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（同四八九）

○ 生産情報公表農産物の日本農林規格を確認する件（農林水産二二二八）

○ 生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二二二九）

○ 生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二二三〇）

○ 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一八八）

○ 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同二八九）

○ 電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件（同一九〇）

○ 高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一九一）

○ 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九二七）

○ 特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（環境一三〇）

○ 道路に関する件（関東地方整備局三〇八）

○ 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一六九一七二一）

○ 道路に関する件（北海道開発局八七、八八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省 財務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（国土交通省）

二

二

二

二

二

二

▷

○

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸 事 項

裁 判 所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

二

二

二

二

二

二

二

二

二

品名	注	規格	単位	薬価
エトナツクス皮下注用80mg			80mg1 瓶	23,693 円
エトナツクス皮下注用120mg			120mg1 瓶	29,126 円

（お）
 ナーキンス9 μgタービュエンイラー28吸入 252μg1 キット（9 μg） 1,660.00 円

○厚生労働省告示第四百八十八号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年八月二十八日
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 別表に次のように加える。

34	スニチニウリソゴ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx97x3xx	06007xxx97x40x	06007xxx99x3xx	06007xxx99x40x	06007xxx99x41x
35	ソプトロピソ（遺伝子組換え人当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100360xxxxxxx				

○厚生労働省告示第四百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年八月二十八日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

表の1506から1517までの項中

2あり	スニチニウリソゴ酸、エトナツクス、ソララエニト	2あり	スニチニウリソゴ酸、ソララエニト
-----	-------------------------	-----	------------------

酸、エトナツクス

を「改める」。

○農林水産省告示第二千二十八号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第千六百三十三号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。
 平成二十四年八月二十八日
 農林水産大臣 郡司 彰

○農林水産省告示第二千二十九号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十八号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年八月二十八日
 農林水産大臣 郡司 彰

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の第三項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第二項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の二の(3)の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

○農林水産省告示第二千三十号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年八月二十八日
 農林水産大臣 郡司 彰

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第二項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の二の(6)の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

○経済産業省告示第百八十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
 平成二十四年八月二十八日
 経済産業大臣 枝野 幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410263	三井 一正	410264	細田 和宏
410265	渡屋 隆一	410266	西岡 玲里
410267	高木 直人	410268	中村 文彦

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成24年厚生労働省告示489号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

「11001x 腎腫瘍」のうち、手術・処置等の2の2に「アキシチニブ」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の定義テーブル中、「11001x 腎腫瘍」を別紙のとおり改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)定義テーブル

別紙

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1			手術・処置等2			副傷病			重症度等					
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
11	001x	腎腫瘍	i10011 腎の悪性腫瘍				手術なし	99	99	手術なし		1	1	造影剤注入手技 動脈造影カテーテル法	E0033 \$	4	10	IL-2		1	3	肺の悪性腫瘍	040040		
			腎盂を除く腎の悪性新生物	C64			その他の手術あり	97	03	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)	K615\$					3	9	テムシロリムス		1	3	骨の悪性腫瘍 (脊椎を除く。)	070040		
			腎および腎盂の続発性悪性新生物	C790				97	04	静脈血栓摘出術	K619\$					2	8	スニチニプリンゴ酸							
			i10012 腎の良性腫瘍					97	97		その他のK コード					2	8	エベロリムス							
			腎の良性新生物	D300			腎(尿管)悪性腫瘍手術等	01	01	腎(尿管)悪性腫瘍手術	K773					2	7	ソラフェニブシル酸、 アキシチニブ							
			腎の性状不詳または不明の新生物	D410				01	02	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	K773-2					1	6	化学療法							
								01	02	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	K773-3					1	6	放射線療法							
								01	02	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	K773-4					1	5	インターフェロン							
																1	2	中心静脈注射							
																1	1	人工呼吸	G005 J045\$						

改 正 前

別 紙

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1			手術・処置等2			副傷病		重症度等			
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コ ー ド	フ ラ グ	年齢、出生 時体重	手術分岐	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	点数表名称	区 分 番 号 等	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	処置等名称	区 分 番 号 等	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	疾患名	疾患コード またはICD コード	フ ラ グ	重症度 等
11	001x	腎腫瘍	110011 腎の悪性腫瘍 腎盂を除く腎の悪性新生物 C64 腎および腎盂の続発性悪性新生物 C790 ----- 110012 腎の良性腫瘍 腎の良性新生物 D300 腎の性状不詳または不明の新生物 D410					手術なし その他の手術あり	99 99 97 03	手術なし 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)		1 1	1	造影剤注入手技 動脈造影カテーテル法	E0033 \$	4 10 3 9	IL-2 テムシロリムス	1 3	肺の悪性腫瘍 骨の悪性腫瘍 (脊椎を除く。)	040040 070040		
								97 04 97 97 01 01 01 02 01 02 01 02	04 97 01 02 02 02	静脈血栓摘出術 その他のK コード 腎(尿管)悪性腫瘍手 術等 腎(尿管)悪性腫瘍手術 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	K619\$ K619\$ K773 K773-2 K773-3 K773-4					4 10 2 8 2 8 2 7 1 6 1 6 1 5 1 2 1 1	IL-2 スニチニプリンゴ酸 エベロリムス ソラフェニブトシル酸 化学療法 放射線療法 インターフェロン 中心静脈注射 人工呼吸	G005 J045\$				

改 正 後

別 紙

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1			手術・処置等2			副傷病		重症度等			
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コ ー ド	フ ラ グ	年齢、出生 時体重	手術分岐	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	点数表名称	区 分 番 号 等	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	処置等名称	区 分 番 号 等	対 応 コ ー ド	フ ラ グ	疾患名	疾患コード またはICD コード	フ ラ グ	重症度 等
11	001x	腎腫瘍	110011 腎の悪性腫瘍 腎盂を除く腎の悪性新生物 C64 腎および腎盂の続発性悪性新生物 C790 ----- 110012 腎の良性腫瘍 腎の良性新生物 D300 腎の性状不詳または不明の新生物 D410					手術なし その他の手術あり	99 99 97 03	手術なし 血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)		1 1	1	造影剤注入手技 動脈造影カテーテル法	E0033 \$	4 10 3 9	IL-2 テムシロリムス	1 3	肺の悪性腫瘍 骨の悪性腫瘍 (脊椎を除く。)	040040 070040		
								97 04 97 97 01 01 01 02 01 02 01 02	04 97 01 02 02 02	静脈血栓摘出術 その他のK コード 腎(尿管)悪性腫瘍手 術等 腎(尿管)悪性腫瘍手術 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	K619\$ K619\$ K773 K773-2 K773-3 K773-4					4 10 2 8 2 8 2 7 1 6 1 6 1 5 1 2 1 1	IL-2 スニチニプリンゴ酸 エベロリムス ソラフェニブトシル酸、 アキシチニブ 化学療法 放射線療法 インターフェロン 中心静脈注射 人工呼吸	G005 J045\$				